

## 令和5年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく設置者による 測定の結果について

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号。以下「法」という。）第28条第3項の規定により、廃棄物焼却炉などの特定施設を設置する事業者から本市に報告された排出ガス等に含まれるダイオキシン類濃度の測定結果をとりまとめ、同条第4項の規定に基づき公表します。

同法は、特定施設の設置者に対して、年1回以上の頻度で排出ガス、排出水及びばいじん・燃え殻の測定を義務付けています。

### 1. 対象試料及び対象施設

表1) 対象試料及び対象施設

対象試料	対 象 施 設	
排出ガス	大気基準適用施設	廃棄物焼却炉
排出水	水質基準対象施設	廃棄物焼却炉に係る排ガス洗浄施設、湿式集じん施設、灰の貯留施設
ばいじん・燃え殻	大気基準適用施設のうち廃棄物焼却炉	

※ 設置されている特定施設のみを記載しています。

### 2. 測定結果の概要

現在、所沢市には法に基づく特定施設が東西クリーンセンター合わせて4施設あります。その測定結果は以下の通りです。

#### (1) 排出ガス

報告された測定結果は0.00000038～0.0026 ng-TEQ/m<sup>3</sup>Nの範囲にあり、全ての施設において、排出基準を満たしている状況にありました。

表2) 排出ガスの測定結果報告状況（大気基準適用施設）

特定施設の種類	報告施設数	測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)		排出基準に適合しなかった施設数	
		最小～最大	平均	新設	既設
廃棄物焼却炉	4	0.00000038～0.0026	0.00082	0	0

※ 基準値との比較は別紙1参照

## (2) 排水

自主測定を行わなければならない施設はありませんでした。

表3) 排水の測定結果報告状況(水質基準適用事業場)

特定施設の種類	報告事業場数	測定結果(ng-TEQ/l)		排出基準に適合しなかった施設数	
		最小～最大	平均	新設	既設
廃棄物焼却炉に係る施設	0	—	—	—	—

## (3) ばいじん・燃え殻

4施設の測定結果は0.0～0.45 ng-TEQ/gの範囲にあり、全ての施設において、処理基準を満たしている状況にありました。

表4) ばいじん・燃え殻の測定結果報告状況(廃棄物焼却炉(処理に係る基準の適用施設に限る。))

特定施設の種類	報告施設数	測定結果(ng-TEQ/g)		新設に適用される処理基準を超えた施設数	既設に適用される処理基準を超えた施設数
		最小～最大	平均		
ばいじん・燃え殻	4	0.0～0.45	0.12	0	0

※ 基準値との比較は別紙1参照

## 3. 適用される基準

法に基づき大気基準適用施設及び水質基準適用事業場に適用される基準は、表5、6、7のとおりです。

表5) 大気基準適用施設に適用される排出ガスの排出基準 (単位: ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

特定施設の種類		新設の基準	既設の基準
廃棄物焼却炉	焼却能力		
	4 t/h以上	0.1	1
	2 t/h～4 t/h	1	5
	2 t/h未満	5	10

表6) 水質基準適用事業場に適用される排水の排出基準 (単位: pg-TEQ/l)

特定施設の種類	新設の基準	既設の基準
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、灰の貯留施設	10	10

表7) 廃棄物焼却炉から排出されるばいじん・燃え殻の処理基準 (単位: ng-TEQ/g)

	新設の基準	既設の基準
廃棄物焼却炉から排出されるばいじん・燃え殻	3	3

備考 既設については、平成12年厚生省令第1号において、処理基準を適用しない処分方法としてセメント固化、薬剤処理等が規定されています。

■設置者による測定の結果の一覧表

(1) 設置者による測定結果一覧表は別紙1のとおりです。

(2) 一覧表の見方

ア 「区分」の欄は次の表8のとおり特定施設の種類を示します。

表8) 【特定施設（大気基準適用施設）の区分】

「区分」の「大気」	種 類		「規模（大気）」の欄
5 a	廃棄物焼却炉	4 t/h 以上	1時間当たりの焼却能力
5 b		2 t/h 以上～4 t/h 未満	
5 c		200 kg/h 以上～2 t/h 未満	
5 d		100 kg/h 以上～200 kg/h 未満	
5 e		100 kg/h 未満	

イ 「新・既」の欄

【特定施設（大気基準適用施設）】

既：法の施行（平成12年1月15日）の際、現に設置されている施設（設置の工事がされている施設を含む。）のこと。また、廃棄物焼却炉（焼却能力200kg/h以上又は火格子面積が2㎡以上のもの）にあつては、平成9年12月1日に、現に設置されている施設のこと。いわゆる既設の大気基準適用施設。

新：大気基準適用施設で既設以外のもの。

ウ 「ダイオキシン類測定結果」の欄

(7) すべてのダイオキシン類の測定結果が定量下限未満の場合、「0.0」と表示しています。

(イ) 単位

ng 10億分の1グラム

pg 1兆分の1グラム

TEQ 2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシン毒性等量

m<sup>3</sup>N 温度が0度で圧力1気圧の状態に換算した排出ガス量（立方メートル）

ℓ 排出水の量（リットル）

■■お問い合わせ■■

所沢市

環境クリーン部環境対策課

連絡先：04-2998-9230

No.	報告年月日	測定年月日	事業所の名称(施設の名称)	事業所の所在地	区分		規模 (大気)	新・既	ダイオキシン類測定結果				適用される基準	備考
					大気	水質			排出ガス	ばいじん	燃え殻	排水水		
1	R5.6.22	R5.5.16	所沢市東部クリーンセンター(1号炉)	所沢市日比田895-1	5a		4792kg/h	新	0.00062				0.1	
	R5.12.28	R5.11.22	所沢市東部クリーンセンター(1号炉)	所沢市日比田895-1					0.0017				0.1	
	R5.7.21	R5.6.14	所沢市東部クリーンセンター(2号炉)	所沢市日比田895-1	5a		4792kg/h	新	0.0026				0.1	
	R6.2.1	R5.12.20	所沢市東部クリーンセンター(2号炉)	所沢市日比田895-1					0.0014				0.1	
	R5.11.21	R5.8.15	所沢市東部クリーンセンター (注:2炉のばいじんと燃え殻を測定したもの)	所沢市日比田895-1						0.20			3	飛灰
	R6.2.1	R5.12.12	所沢市東部クリーンセンター (注:2炉のばいじんと燃え殻を測定したもの)	所沢市日比田895-1						0.15			3	"
	R5.11.21	R5.8.15	所沢市東部クリーンセンター (注:2炉のばいじんと燃え殻を測定したもの)	所沢市日比田895-1							0.000019		3	不燃物
	R5.11.21	R5.8.15	所沢市東部クリーンセンター (注:2炉のばいじんと燃え殻を測定したもの)	所沢市日比田895-1							0.00017		3	焼却灰
	R6.2.1	R5.12.12	所沢市東部クリーンセンター (注:2炉のばいじんと燃え殻を測定したもの)	所沢市日比田895-1							0.0		3	"
2	R5.8.14	R5.6.5	所沢市西部クリーンセンター(A系炉)	所沢市林1-320-1	5b		3062.5kg/h	既	0.000090				5	
	R6.1.31	R5.12.5	所沢市西部クリーンセンター(A系炉)	所沢市林1-320-1					0.000038				5	
	R5.9.5	R5.7.29	所沢市西部クリーンセンター(B系炉)	所沢市林1-320-1	5b		3062.5kg/h	既	0.000074				5	
	R6.1.31	R5.12.1	所沢市西部クリーンセンター(B系炉)	所沢市林1-320-1					0.00000038				5	
	R5.9.5	R5.7.29	所沢市西部クリーンセンター (注:2炉のばいじんと燃え殻を測定したもの)	所沢市林1-320-1						0.37			3	飛灰
	R6.1.31	R5.12.4	所沢市西部クリーンセンター (注:2炉のばいじんと燃え殻を測定したもの)	所沢市林1-320-1						0.45			3	"
	R5.8.23	R5.7.6	所沢市西部クリーンセンター (注:2炉のばいじんと燃え殻を測定したもの)	所沢市林1-320-1							0.0		3	焼却残渣(不燃分)
	R5.8.23	R5.7.6	所沢市西部クリーンセンター (注:2炉のばいじんと燃え殻を測定したもの)	所沢市林1-320-1							0.0013		3	焼却残渣(鉄分)
	R5.8.23	R5.7.6	所沢市西部クリーンセンター (注:2炉のばいじんと燃え殻を測定したもの)	所沢市林1-320-1							0.0		3	炉砂

※令和5年4月1日から令和6年3月31日までに測定実施したものについて記載しています。